

プラスチック資源循環促進法について

2022年3月10日
日本プラスチック工業連盟

※令和元年(2019年)5月31日に公表された、国の「プラスチック資源循環戦略」より抜粋

【プラスチックについて】

プラスチックほど短期間で社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした素材は多くない。また、プラスチックは食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与してきた。

【プラスチック資源循環戦略策定の背景】

一方、金属等の他素材と比べて(回収して)有効利用される割合は、世界全体では未だ低く、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があるとの推計もされている。

【プラスチック資源循環戦略のねらい】

資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、アジア各国による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用すること

※参考:環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/press/106866.html>

プラスチック資源循環戦略の「今後の戦略展開」として、以下の野心的なマイルストーンを掲げた。

	【目標年】 2025年	2030年	2035年
リデュース	●ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制		
リユース・リサイクル	■リユース・リサイクル可能なデザインに	■容器包装の6割をリユース・リサイク	■使用済みプラスチックを100%有効利
再生利用、 バイオマスプラスチック	▲再生利用を倍増	▲バイオマスプラスチックを約200万トン導	

さらに、2020年10月26日に菅首相の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明。

プラスチック資源循環促進法(以下、促進法)は以下の章立てとなっている。

第一章 総則(第1条、第2条)

第二章 基本方針等(第3条～第6条)

第三章 プラスチック使用製品設計指針(第7条～第27条)

第四章 特定プラスチック使用製品の使用の合理化(第28条～第30条)

第五章 市町村の分別収集及び再商品化(第31条～第38条)

第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化(第39条～第43条)

第七章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等(第44条～第53条)

第八章 雑則(第54条～第59条)

第九章 罰則(第60条～第66条)

附則

以下、参考になるホームページ、資料のリンク先を紹介する(次ページに続く)。

■ 促進法

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/pdf/s0802040612040.pdf>

■ 2022年3月に実施される制度説明会の資料は以下のURLを参照。

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/setsumei_siryoku.pdf

■ 環境省の促進法の普及啓発ページ

・トップページ: <https://plastic-circulation.env.go.jp/>

・消費者向け: <https://plastic-circulation.env.go.jp/about/shohisha>

以下の環境省ホームページに、いろいろな資料がまとめられている。

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

The screenshot shows the official website of the Ministry of Environment of Japan, specifically the page for the Plastic Resource Circulation Law. The page features a green header with the Ministry's logo and navigation menus. A search bar and several topic-based buttons are visible. The main content area is titled '環境再生・資源循環' (Environmental Regeneration and Resource Circulation) and includes a breadcrumb trail leading to the specific law page. The main text area contains the title 'プラスチック資源循環法関連' (Related to Plastic Resource Circulation Law) and a paragraph of introductory text. Below the text is a large illustration showing a circular flow of plastic waste from production to recycling, with the text 'プラスチックはえらんで減らしてリサイクル' (Reduce plastic, recycle). A small banner at the bottom of the illustration states that the law will take effect on April 1, 2022. On the right side, there are two vertical navigation menus: '環境省のご案内' (Information about the Ministry of Environment) and '政策分野・行政活動' (Policy Areas and Administrative Activities).

環境省
Ministry of the Environment

Google 検索

トピックス一覧 新着情報一覧 報道発表一覧 環境Q&A

ホーム 環境省のご案内 政策分野・行政活動 環境基準・法令等 白書・統計・資料 申請・届出・公募 報道・広報

環境再生・資源循環

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 廃棄物・リサイクル関連 > 各種リサイクル法 > プラスチック資源循環法関連

プラスチック資源循環法関連

プラスチック資源循環法の概要、審議会、関連情報に加えて、「バイオプラスチック導入ロードマップ」やバイオプラスチック関連の補助事業報告書、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」などの情報を掲載しています。

特設サイト公開中！

プラスチックはえらんで減らしてリサイクル

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日に始まります。

環境省のご案内

- 環境省の組織案内
- 大臣・副大臣・環境大臣政務官
- 幹部職員名簿
- 環境省の家先実行
- 採用・キャリア形成支援情報
- パンフレット一覧
- 所管法人

政策分野・行政活動

- お知らせ一覧
- 審議会・委員会等
- 重点施策・予算情報
- 規制改正関係情報
- 行政事業レビュー
- 政策評価

特徴①: 促進法は規制法ではない。

- ・法的義務の規定はあるが、むしろ努力義務が多い。
※認定を受けた内容には様々な遵守義務が規定されている。

特徴②: これまで施行された幾つかのリサイクル関連法と違い、素材(プラスチック)に着目した法律である。

- ※プラスチック容器包装は促進法の対象外(容器包装再商品化法に従う)

特徴③: 資源循環を促進するための、幾つかの認定制度がある。

- 例: 「設計認定」、「認定プラスチック使用製品」、
「認定プラスチック使用製品製造事業者等」、「認定再商品化計画」、
「認定市町村」、「自主回収・再資源化事業計画」、
「認定自主回収・再資源化事業者」、「認定自主回収・再資源化事業計画」、
「認定再資源化事業者」、「認定再資源化事業計画」、等

特徴④: 幾つかの行為は廃棄物処理法の業許可が不要となる。

- 分別収集物の再商品化に必要な一部の行為(収集、運搬、処分、再生、等)

プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠

1. プラスチック使用製品設計指針

- プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠。
- 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの。
- 特に優れた設計を国が認定する制度も創設し、認定製品の利用促進を図る。

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項 (パンフレットP8～P10)

(1) 構造 (※後述)	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料 (※後述)	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守 (※後述)		

※経済産業省
資源循環経済課
資料より引用

7

今後、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施される予定

環境配慮設計の詳細はこれから

- ・幾つかの業界団体で設計の標準化やガイドライン策定の検討を進めているが、詳細は現時点で確認できていない。
- ・例えば、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会はプラスチック製容器包装に関して自主設計指針を2020年に公表しているが、対象は容器包装リサイクル法と考えられる。
- ・既に幾つかの企業では、環境配慮設計の指針に基づいた設計の変更に動き出している。
日用品、食品・飲料、電気・電子機器、プラスチック製品、化粧品、自動車、製紙、化学等々、様々な企業が取組を始めている。

【特定プラスチック使用製品の定義】

商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品。

・法第28条

特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

・政令

第5条で特定プラスチック使用製品を指定。

・省令

以下のような取り組みにより、特定プラスチック使用製品提供事業者は特定プラスチック使用製品の使用に合理化に関する目標を定め(第1条)、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する(第2条)。

【提供方法の工夫】

- ①有償で提供、
- ②景品等の提供、
- ③意思確認、
- ④繰り返し使用の促進、等

【製品の工夫】

- ①薄肉化、軽量化、
- ②原材料の工夫、
- ③適切な寸法の製品の提供、
- ④繰り返し使用が可能な製品の提供、等

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（1）特定プラスチック使用製品と特定プラスチック使用製品提供事業者

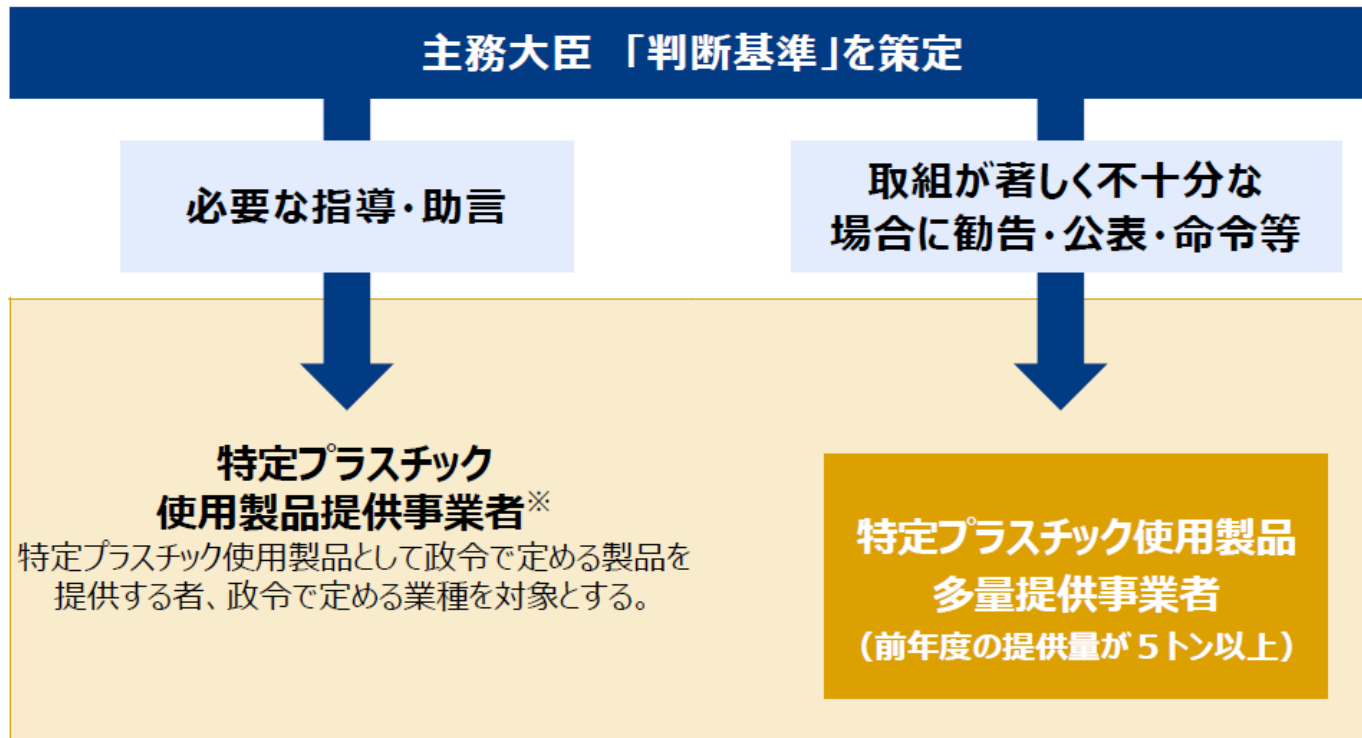
対象製品	対象業種
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業：ホテル、旅館 等
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

特定プラスチック使用製品多量排出事業者には判断基準を遵守する義務がある

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

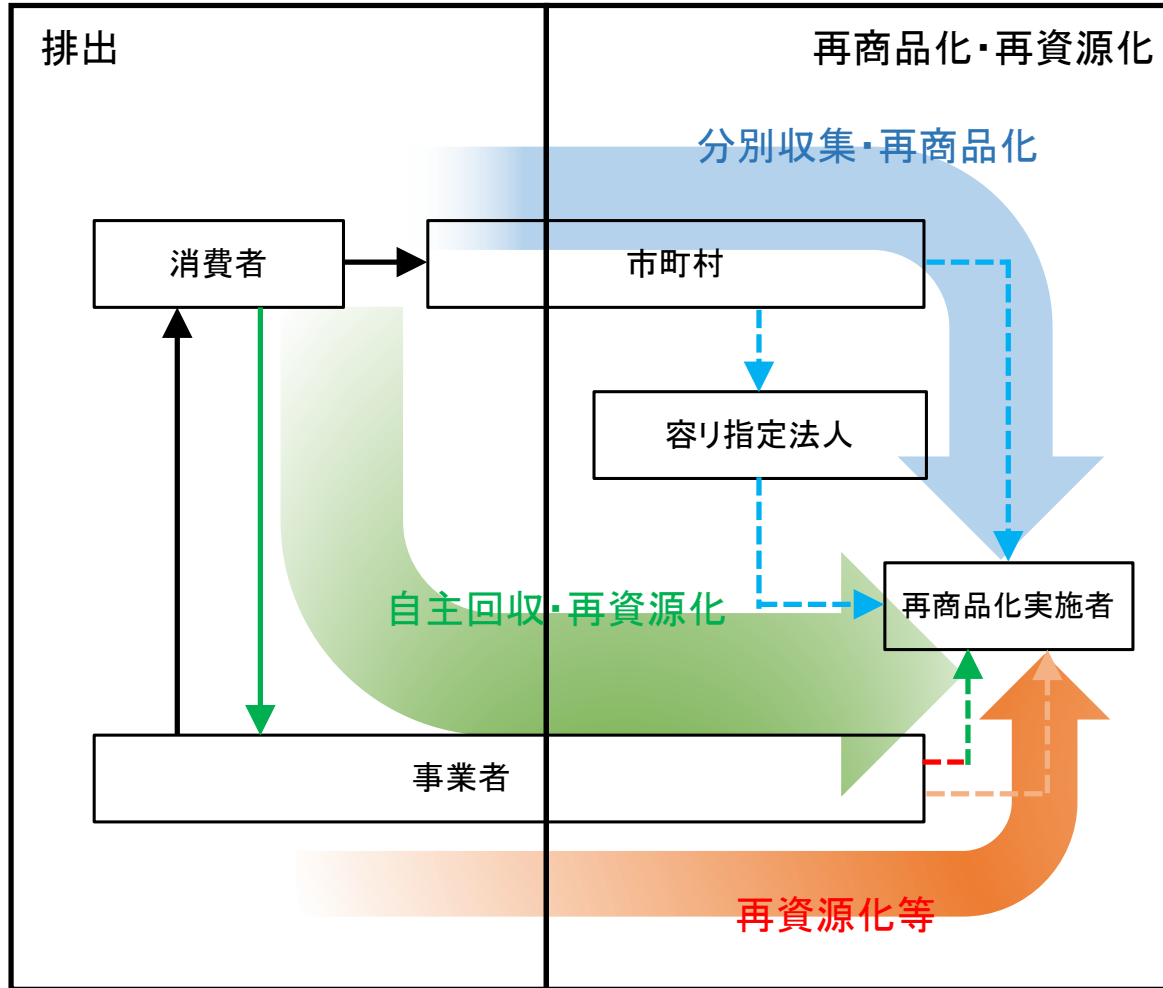
- 特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務（サービス）の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装を除く））を提供する小売・サービス事業は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められる。



※経済産業省
資源循環経済課
資料より引用

※ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の提供量は本部事業者の提供量に含むものとする。

促進法では新たに3つのルートを規定



【市町村の努力義務(法第31条)】

- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別基準の策定
- ・適正に分別・排出されるための促進措置

【再商品化における新たな方式】**・指定法人への委託**

市町村は容器包装再商品化法で定める指定法人に、分別収集物の再商品化を委託することができる(法第32条)。

・再商品化計画

市町村は単独もしくは共同して、再商品化計画を策定し、主務大臣の認定を受けることができる(法第33条)。

市町村と再商品化事業者が連携することにより、選別等の中間処理工程の一体化、合理化を可能とする。

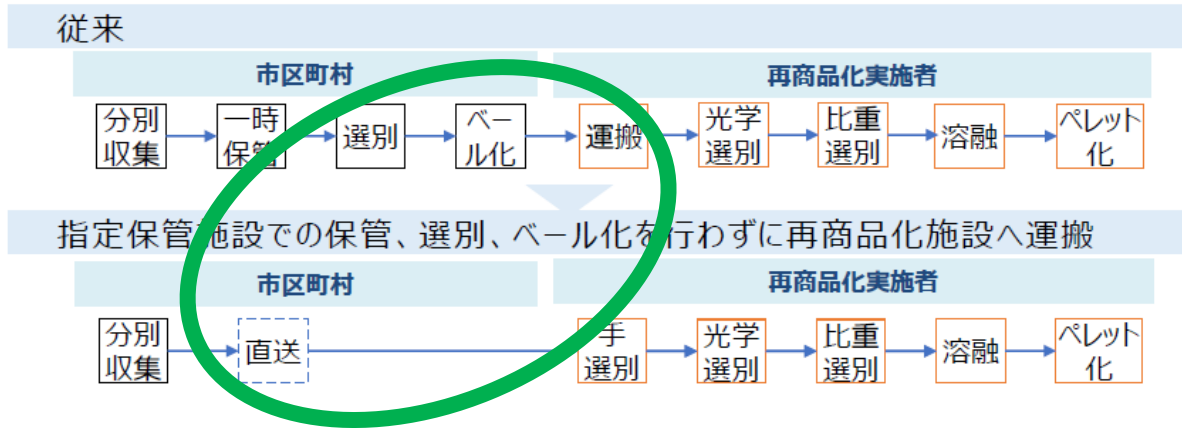
※注意事項

指定法人に委託する場合は環境省が定める分別収集物の基準等を遵守しなければならないが、認定再商品化計画では個別に調整できる(例外あり)。

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●再商品化計画に基づく再商品化において想定される例と主な注意点

(1) 再商品化計画に基づく一体化・合理化として想定される例



(2) 認定再商品化計画に基づく再商品化を行う場合の主な注意点

- 分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること。
- 分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること。
- 再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じている必要があります。具体的には、分別収集物、再商品化製品、残渣等の物質収支、再商品化製品の品質等を把握すること。

※経済産業省
資源循環経済課
資料より引用

緑の部分を一体化することにより、合理化が期待される。

環境省より、既に分別収集の手引きが公表されている(157の具体例示あり)。今後は各市町村の判断で自治体ごとに分別基準の策定が進むと予想される。

https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

令和4年1月
環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室

3. 分別収集物に含めてよいもの、その他の要件

以下に環境省令の分別収集物の基準に照らして分別収集物に含めてよいものやその他の要件について示します。2. の分別収集に含めてはいけないものとあわせて参照ください。

(1) 原材料が主としてプラスチックであるプラスチック容器包装廃棄物（第3号関係）

容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（2. (2)①に示すポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったものを除く。）を含めることができます。法に基づき、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を分別収集する場合は、「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」（平成7年厚生省令第61号）ではなく、いずれも環境省令の分別収集物の基準が適用されます。

なお、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック容器包装廃棄物のみを分別収集する場合は、プラスチック容器包装廃棄物について、「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」が適用されます。プラスチック容器包装廃棄物のうち、白色の発泡スチロール製食品トレイのみを分別収集することも引き続き可能です。

(2) 原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物（第3号口関係）

「原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物」とは、内部部品を含めて、ほとんどがプラスチックで構成されるものであり、これに該当するものとして、分別収集物に含めてよいものの例を次に示します。

なお、次に示すものの例は、分別収集物に含めてもよいものの例であり、市区町村が必ず収集しなければならないものではありません。

No.	品目	備考
1	アイスクリーム棒	プラスチック製のみに限る
2	アクリル板	50cm未満のものに限る 手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満の)



プラスチックごみの削減に向けた取組を宣言している自治体

- 39都道府県を含む166自治体がプラスチックごみの削減に向けた取組を宣言。
(2021年11月15日時点)

【表明自治体】 人口合計 11,859万人

No.	自治体名	No.	自治体名	No.	自治体名	No.	自治体名
1	北海道	62	鎌倉市	99	京都府	137	西呂市
2	札幌市	63	藤沢市	100	京都市	138	奈良県
3	函館市	64	小田原市	101	亀岡市	139	和歌山県
4	青森県	65	逗子市	102	大阪府	140	鳥取県
5	岩手県	66	三浦市	103	大阪府	141	三朝町
6	一関市	67	伊勢原市	104	堺市	142	北栄町
7	北上市	68	座間市	105	岸和田市	143	宇部市
8	仙台市	69	葉山町	106	吹田市	144	島根県
9	気仙沼市	70	大磯町	107	泉大津市	145	広島県
10	福島県	71	相模町	108	貝塚市	146	山口県
11	茨城県	72	愛川町	109	守口市	147	岡山県
12	笠間市	73	川崎市	110	門真市	148	真庭市
13	三浦市	74	枚方市	111	枚方市	149	香川県
39	栃木県 (25市町)	75	茅ヶ崎市	112	八尾市	150	徳島県
40	群馬県	76	寒川町	113	泉佐野市	151	高松市
41	館林市	77	秦野市	114	富田林市	152	上勝町
42	所沢市	78	綾瀬市	115	猿屋川市	153	愛媛県
43	加須市	79	海老名市	116	河内長野市	154	愛南町
44	越谷市	80	南足柄市	117	大東市	155	水巻町
45	志木市	81	千葉県	118	和泉市	156	福岡県
46	埼玉県	82	千葉市	119	柏原市	157	福岡市
47	春日部市	83	山梨県	120	羽曳野市	158	北九州市
48	東京都	84	新潟県	121	藤井寺市	159	鹿児島県
49	港区	85	新潟市	122	東大阪市	160	知名町
50	目黒区	86	富山県	123	交野市	161	長崎県
51	新宿区	87	石川県	124	大阪狭山市	162	長崎市
52	日野市	88	福井県	125	阪南市	163	対馬市
53	昭島市	89	長野県	126	熊取町	164	熊本市
54	三鷹市	90	岐阜県	127	田尻町	165	佐賀市
55	世田谷区	91	静岡県	128	呷町	166	沖縄県
56	青梅市	92	藤枝市	129	太子町		
57	調布市	93	浜松市	130	千早赤阪村		
58	神奈川県	94	愛知県	131	島本町		
59	横浜市	95	名古屋市	132	高石市		
60	横須賀市	96	豊橋市	133	四條畷市		
61	平塚市	97	三重県	134	兵庫県		
		98	滋賀県	135	神戸市		

【表明都道府県】

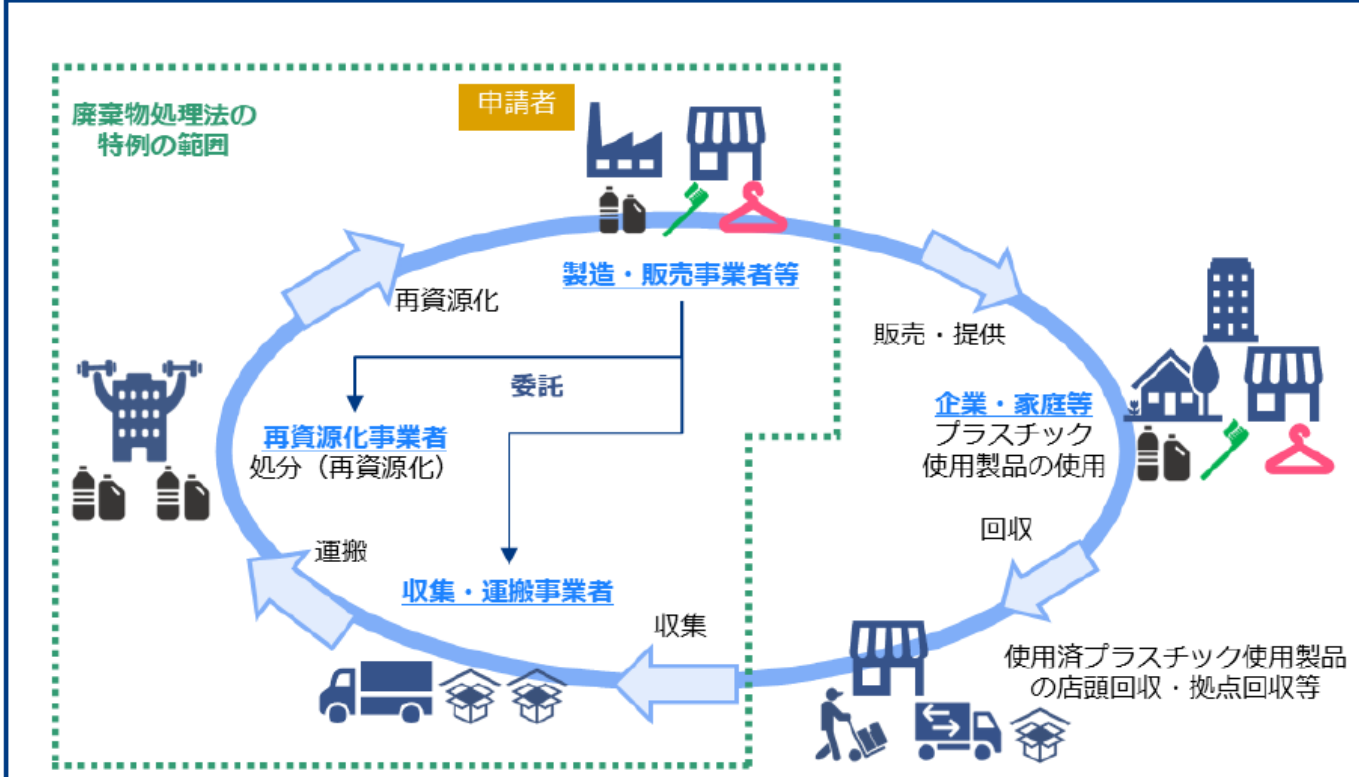


自治体によるホームページ等の公表情報に基づく環境省独自調査結果 13

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



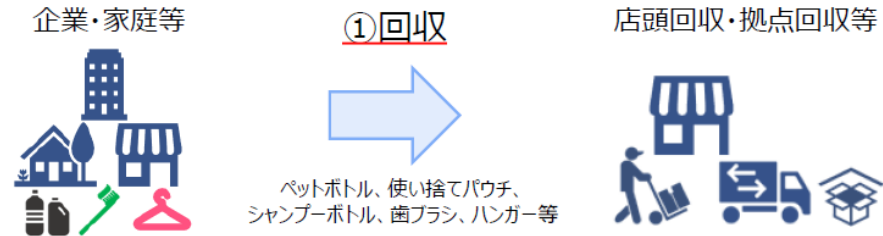
認定を受けられれば、廃棄物処理法の業許可が不要となるのが最大のメリット。

- ・リサイクルは、技術の確立もさることながら、分別・収集（輸送）に手間（コスト）がかかることが最大の課題。
- ・さらに、現状では廃棄物の輸送を含む取り扱いに業許可が必要となるのも一つの課題。

分別、収集に対する消費者の理解と協力を得て、店頭回収などがこれまで以上に進むことに期待したい。

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- 製造・販売事業者等が自主回収・再資源化事業を行う場合に想定される例と主な注意点（回収）



（1）企業や家庭から回収する場合に想定される例

- 企業や家庭から回収する場合、下記の取組等を想定。
 - ① 小売店舗と協力して、店頭回収ボックスを設置する例
 - ② 地方公共団体と協力して、公共施設に回収ボックスを設置する例
 - ③ 企業と協力して、事業所等から回収する例

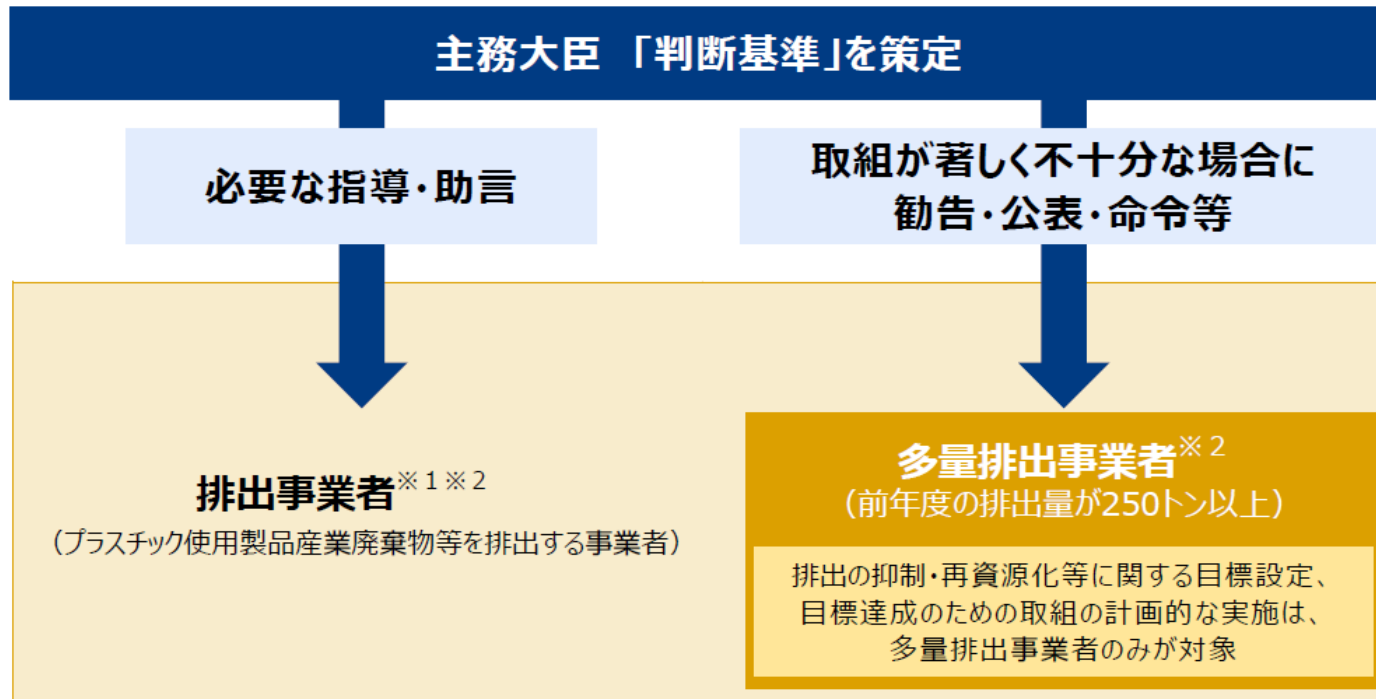
（2）企業や家庭から回収する場合の主な注意点

- 回収した製品に他社が製造・販売した製品が含まれる場合であっても、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的な場合は、認定の対象。ただし、他社が製造した製品のみを回収する場合など、自主回収と認められない計画については、認定の対象外。
- 複数の事業者で共同して計画申請を行うことも可能。

排出事業者には、主務大臣が定めた判断基準を遵守する義務がある。

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**（「排出事業者」：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。



※1 小規模企業者等を除く

※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする。

排出事業者には、主務大臣が定めた判断基準を遵守する義務がある。

■ 排出事業者

- ・プラスチック使用製品廃棄物等の排出量、排出抑制・再資源化等の状況を毎年度公表(努力義務、令第5条2項)

■ 多量排出事業者

- ・プラスチック使用製品廃棄物等の排出抑制・再資源化等(※)に関する目標の設定(命令第4条1項)
- ・プラスチック使用製品廃棄物等の排出量、目標の達成状況を毎年度公表(努力義務、命令第4条2項)
※「再資源化等」にはエネルギーリカバリーを含む

※補足

- ・フランチャイズ方式では加盟者を含めた排出量を基準とする。
- ・プラスチック使用製品廃棄物等の排出は、製造事業者のみならず使用事業者も対象となるため、幅広い産業に影響する。
- ・認定を受けられれば、廃棄物処理法の業許可が不要となる。

- ・今後どの程度設計認定が進むか？
- ・設計認定された製品の確認方法や表示は？
- ・分別収集・再商品化はどこまで進むか？
- ・自主回収・再資源化はどこまで進むか？
- ・再資源化等はどこまで進むか？
- ・認定された各種計画は公表されるか？
- ・リサイクル技術の革新はどこまで進むか？
- ・素材の代替(バイオマスプラスチックの利用、他素材への転換、等)はどこまで進むか？

等々・・・

今後も消費者の方々の多大なるご理解とご協力を仰ぎたいと思います。

完

ご清聴ありがとうございました